平成２５年（フ）第８１８号
東京都調布市柴崎２丁目18番地22
債務者　佐々木幹哉
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増井　　賢
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目７番８号　301号
債務者　大久保雅人
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２４１号
佐賀県佐賀市多布施１丁目11番３号
債務者　大草　秀幸
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
兵庫県明石市松江407番地の１　ウィルコート明石Ｂ－７号
債務者　三原　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
滋賀県彦根市三津町290番地
債務者　読売ＩＣ彦根西部こと　坪内　俊晃
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４７号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬618番地の１
債務者　山根　　篤
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第８２号
山形県長井市中道２丁目８番35―12号　コーポゆと里Ⅰ104号、前住所山形県長井市九野本2341番地
債務者　青木　峰幸
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４１７７号
大阪市西淀川区佃４丁目６番２号、前住所大阪市淀川区宮原５丁目８番７―907号
債務者　松本　武史
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８８号
大阪市住吉区我孫子東１丁目６番４―706号
債務者　村嶋　　淳
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　要介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８８号
福岡市早良区賀茂２丁目42番25―304号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　訓敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８９号
仙台市泉区上谷刈字向原７番地の54　アネックスエリナ201
債務者　及川　哲英
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
広島市安佐南区沼田町伴361―16、住民票上の住所広島県山県郡安芸太田町大字戸河内1045番地
債務者　若本　洋三
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０８号
広島県庄原市東城町川西449番地１、申立時の住所広島県安芸郡海田町稲荷町７番33号
債務者　堀　　俊晴
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６８号
福岡市西区大字徳永768番地２
債務者　佐藤　圭一
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３１号
熊本市東区渡鹿８丁目３番６号
債務者　濱田　俊彦
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部